



和歌山市公報

令和7年（2025年）5月15日
第1799号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 告 示 】

番号		ページ
183	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・（納税課）	3
184	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	4
185	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
186	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6
187	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	7
188	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	8
189	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	9
190	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	10
191	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定地域密着型サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	11
192	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	12

【 公 告 】

○ 東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙に係る選挙期日及び選挙人名簿縦覧・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	13
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・	（建築指導課）	14
○ 市有財産売却公告・・・・・・・・・・	（管財課）	15
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	（都市計画課）	18
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・	（都市計画課）	19
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・	（建築指導課）	20

【 選挙管理委員会告示 】

14 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	21
15 和歌山県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	22
16 和歌山県知事選挙における各投票区の投票所・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	23
17 和歌山県知事選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	24
18 和歌山県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	25
19 和歌山県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	26
20 和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	27
21 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	28
22 和歌山県知事選挙般選挙における期日前投票所等・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	29
23 和歌山県知事選挙般選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げ・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	30
24 和歌山県知事選挙般選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	31
25 和歌山県知事選挙般選挙における開票の場所及び日時・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	32
26 和歌山県知事選挙般選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	33

【 教育委員会告示 】

7 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	34
----------------------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（農業委員会事務局）	35
------------------------------	------------	----

和歌山市告示第 1 8 3 号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 5 月 2 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 5 月 2 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 5 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 4 月 1 9 日、及び同月 2 5 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 4 月 2 1 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 5 月 7 日揭示済)

和歌山市告示第 1 8 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び和歌山城	令和 7 年 4 月 1 6 日、同月 2 1 日、同月 2 3 日、 同月 2 4 日、同月 2 8 日及び同月 3 0 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2－4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

（1）自転車等の鍵

（2）住所及び氏名を確認できるもの

（3）費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

（1）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

（2）返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（3）その他

（1）及び（2）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5－1 0 8 2

（令和 7 年 5 月 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 7 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 5 月 8 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 1 月 1 8 日、同月 2 5 日 及び同月 3 1 日	令和 7 年 2 月 5 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 1 月 1 6 日	令和 7 年 2 月 5 日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 1 月 1 6 日、同月 1 7 日、同月 2 7 日、同月 2 9 日及び 同月 3 1 日	令和 7 年 2 月 5 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

（令和 7 年 5 月 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 5 月 1 4 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 8 2 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条、第 8 5 条、及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 0 1 0 4 8 0 1	社会福祉法人東和歌山 福祉会	ヘルパーステーション あんず 和歌山市東田中 3 0 7	訪問介護	令和 7 年 4 月 3 0 日
3 0 7 0 1 0 5 7 4 1	有限会社 SYK	訪問介護ステーション SYK 和歌山市中之島 1 7 1 4 セントラル第二ビ ル二階	訪問介護	令和 7 年 4 月 3 0 日
3 0 7 0 1 0 6 8 2 2	ケアマネジメント株式 会社	セラヴィ神前 和歌山市神前 1 8 2 - 1	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施 設入居者生活介 護	令和 7 年 4 月 3 0 日
3 0 7 0 1 1 4 0 3 2	ケアマネジメント株式 会社	ケアセンター神前 和歌山市神前 1 8 2 - 1	居宅介護支援	令和 7 年 4 月 3 0 日

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 1 9 0 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 7 0 1 0 4 8 0 1	社会福祉法人東和歌山福祉会	ヘルパーステーションあんず 和歌山市東田中 3 0 7	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和 7 年 4 月 3 0 日
3 0 7 0 1 0 5 7 4 1	有限会社 SYK	訪問介護ステーション SYK 和歌山市中之島 1 7 1 4 セントラル第二ビル二階	予防給付型訪問サービス	令和 7 年 4 月 3 0 日

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 1 9 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文、第 4 2 条の 2 第 1 項本文及び第 5 3 条第 1 項本文による指定をしたので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1 及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 6 0 1 9 1 7 3 5	有限会社 S E R E N D I P I T Y	訪問看護ステーションせれん 和歌山市湊 2 丁目 1 5 - 1 3	訪問看護	令和 7 年 5 月 1 日
3 0 6 0 1 9 1 7 4 3	株式会社 c a e r u	訪問看護ステーション家路 和歌山市永穂 3 3 9 - 4	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 5 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 5 3	株式会社ソワン	ヘルパーステーションはるぞら 和歌山市栗 2 3 7	訪問介護	令和 7 年 5 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 6 1	株式会社ノエル	センティア 和歌山市坂田 6 5 8 - 1 0	通所介護	令和 7 年 5 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 1 7 9	株式会社 A & C o .	有料老人ホーム N I C O 和歌山市神前 1 8 2 - 1	特定施設入居 者生活介護 介護予防特定 施設入居者生 活介護	令和 7 年 5 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 9 1 0	株式会社ともにあゆむ	リハビリテーションデイサービス 紀のいえテラス中之島 和歌山市中之島 1 4 9 6	地域密着型通 所介護	令和 7 年 5 月 1 日

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 1 9 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 7 0 1 1 5 1 5 3	株式会社ソワン	ヘルパーステーションは るぞら 和歌山市粟 2 3 7	予防給付型訪問サービス	令和 7 年 5 月 1 日
3 0 9 0 1 0 1 9 1 0	株式会社ともにあゆむ	リハビリテーションデイ サービス紀のいえテラス 中之島 和歌山市中之島 1 4 9 6	予防給付型通所サービス	令和 7 年 5 月 1 日

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

公 告

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 1 9 条の規定により、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律 1 1 9 号）第 5 8 条第 1 項の規定による和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画審議会の委員の選挙期日を令和 7 年 8 月 9 日と定めた。

なお、これらの選挙について同令第 2 0 条の規定により作成する選挙人名簿を、同令第 2 1 条第 1 項により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 縦覧期間

令和 7 年 6 月 1 6 日（月曜日）から同月 2 9 日（日曜日）まで

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 縦覧場所

和歌山市七番丁 2 3 番地

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 4 月 28 日 和建指第 2775 号	和歌山市松島字上ノ垣内 139 番 8 の一部	和歌山市美園町四丁目 3 1 番地 7 株式会社 MTestate 代表取締役 田端 裕	5.00m × 34.99m 34.99m

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）

和歌山市公報（第 1 7 9 9 号） 令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 5 日

市 有 財 産 売 却 公 告

市有財産（土地及び建物付き土地）の売却について、次のとおり先着受付順売却を行うので、公告する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 先着受付順により売却する物件

以下の 1 5 件の土地を売却する。

物件 番号	所 在 地 番	地目又は構造	実測地積又は 床面積（㎡）	売却価格（円）
1	和歌山市府中 3 2 4 番 4 6 和歌山市府中 3 2 4 番 4 7	宅地 宅地	7 8 . 4 9 9 2 . 5 4	4, 0 5 0, 0 0 0
2	和歌山市西庄 1 0 6 3 番 1 4 8 和歌山市西庄 1 0 6 3 番 1 4 9	宅地 宅地	1 0 4 . 1 2 1 0 8 . 1 3	4, 1 5 0, 0 0 0
3	和歌山市西庄 1 0 6 3 番 1 5 1	宅地	2 1 6 . 3 7	4, 5 7 0, 0 0 0
4	和歌山市関戸四丁目 3 7 7 番 1 7	宅地	1 1 0 . 1 7	4, 6 5 0, 0 0 0
5	和歌山市松江東四丁目 1 1 6 5 番 7 9	宅地	1 9 3 . 5 0	4, 8 5 0, 0 0 0
6	和歌山市つつじが丘三丁目 9 番 1	宅地	1 8 6 . 3 5	5, 8 1 0, 0 0 0
7	和歌山市つつじが丘三丁目 9 番 3	宅地	1 9 4 . 1 3	6, 3 7 0, 0 0 0
8	和歌山市つつじが丘三丁目 9 番 5	宅地	1 8 0 . 0 3	5, 9 0 0, 0 0 0
9	和歌山市つつじが丘三丁目 9 番 6	宅地	1 8 0 . 2 2	5, 6 2 0, 0 0 0
1 0	和歌山市つつじが丘三丁目 9 番 7	宅地	1 7 8 . 5 2	4, 8 0 0, 0 0 0
1 1	和歌山市つつじが丘三丁目 2 1 番 1 1	宅地	1 8 4 . 0 0	5, 8 1 0, 0 0 0
1 2	和歌山市つつじが丘三丁目 2 9 番 5 和歌山市つつじが丘三丁目 2 9 番 8	宅地 宅地	1 7 2 . 7 8 1 7 3 . 1 7	9, 6 9 0, 0 0 0
1 3	和歌山市つつじが丘三丁目 2 9 番 4 和歌山市つつじが丘三丁目 2 9 番 9	宅地	1 7 2 . 3 4 1 7 2 . 8 3	9, 6 6 0, 0 0 0
1 4	和歌山市つつじが丘三丁目 2 8 番 1 1	宅地	1 8 5 . 1 4	6, 0 0 0, 0 0 0
1 5	和歌山市つつじが丘三丁目 2 8 番 1 5	宅地	1 8 6 . 9 8	6, 0 6 0, 0 0 0

2 先着受付順売却の申込資格

申込みができる者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。

ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者並びに同条第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書 2 に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 先着受付順売却募集案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）までの休日等（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び日曜日、土曜日並びに 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。以下同じ）を除く午前 9 時から午後 5 時まで

4 先着受付順売却実施の期間及び申込場所

先着受付順売却に申し込もうとする者は、令和 7 年 6 月 1 2 日（木）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに、所定の申込書により、和歌山市財政局財政部管財課で申込みをしなければならない。

なお、郵便、信書便又はファックスによる申込みはできない。

5 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和 7 年 5 月 1 2 日（月）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）までの休日等を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市財政局財政部管財課

6 申込みの無効

次の事項に該当するときは、その者の申込みを無効とする。

- (1) 申込資格者でない者が申し込んだときの申込み
- (2) 市有財産先着受付順売却申込書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱し、又は不明な申込み
- (3) 金額を訂正した市有財産先着受付順売却申込書による申込み
- (4) 申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

7 買受者の決定方法

- (1) 有効な受付の先着順に書類審査を行い、買受者及び補欠者（3 名まで）を決定する。
- (2) 同日に複数の申込みがあったときは、後日、公開抽選を行い、買受者及び補欠者を決定する。
- (3) 抽選実施日に出席しなかった者又は抽選実施時刻に遅刻した者は、棄権したものとみなし、抽選結果について異議を申し立てることはできない。
- (4) 公開抽選に代理人が参加する場合は抽選に関する委任状を提出すること。

8 売買契約及び契約保証金

買受者は、市有財産売却決定通知書を受取った日から 7 日以内に、売買代金の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

9 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から 20 日以内に一括で納付しなければならない。

10 その他

（1）先着受付順売却に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班 電話 073-435-1032（直通）

（2）物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号 1～4 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第 1 課管理班

電話 073-435-1098（直通）

物件番号 5 和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課区画整理班

電話 073-435-1082（直通）

物件番号 6～15 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

（3）契約書作成の要否

必要である。

（4）議会の議決

不要である。

（令和 7 年 5 月 12 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市布施屋字焼下 3 4 8 番 1 の一部、3 4 8 番 5 の一部、3 4 9 番 2、3 4 9 番 3	(登載省略)

(令和 7 年 5 月 1 3 日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 5 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字番頭免 7 4 3 番 1 2、7 4 3 番 2 1	和歌山県岩出市中島 7 9 0 番 5 株式会社ホンダ販売和歌山 代表取締役 八木誠文

（令和 7 年 5 月 13 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和7年 5月13日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 5 月 7 日 和建指第 2 7 6 9 号	和歌山市直川字西ノ上 2 5 2 4 番	和歌山市美園町四丁目 3 1 番地 7 株式会社 MTestate 代表取締役 田端 裕	6. 0 0 m × 2 6. 2 8 m 2 6. 2 8 m

(令和7年5月13日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 4 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 7 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿に登録するについて
 - （2） 直接請求に必要な選挙人の数について
 - （3） 選挙人名簿から抹消するについて

（令和 7 年 5 月 7 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 5 号

令和 7 年 6 月 1 日執行予定の和歌山県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 設置箇所数 5 9 0 箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり
(別紙省略)

(令和 7 年 5 月 8 日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 6 号

令和 7 年 6 月 1 日執行予定の和歌山県知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

(別紙省略)

(令和 7 年 5 月 8 日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 7 号

令和 7 年 6 月 1 日執行予定の和歌山県知事選挙における第 6 5 投票区及び第 9 3 投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 投票所名 | 第 6 5 投票区 加太地区会館大川分館
第 9 3 投票区 滝畑地区公民館 |
| 2 | 閉鎖時刻 | 午後 6 時 0 0 分 |

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 8 号

令和 7 年 6 月 1 日執行予定の和歌山県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 7 年 5 月 8 日

（登載省略）

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 9 号

令和 7 年 6 月 1 日執行予定の和歌山県知事選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 0 号

令和 7 年 6 月 1 日執行予定の和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 7 年 5 月 14 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮原 秀明

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5,983 人

2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

99,703 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

49,852 人

（令和 7 年 5 月 14 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 2 号

令和 7 年 6 月 1 日執行の和歌山県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所を、次のとおり定める。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

期日前投票所及び 不在者投票を行う場所	住 所	投票所を設ける期間
和歌山商工会議所 1 階 和歌山市選挙管理委員会事務局	和歌山市西汀丁 3 6 番地	令和 7 年 5 月 1 6 日（金）から 令和 7 年 5 月 3 1 日（土）まで
和歌山市 河北コミュニティセンター 1 階	和歌山市市小路 1 9 2 番地 3	
和歌山市 東部コミュニティセンター 1 階	和歌山市寺内 6 6 5 番地	
和歌山市 南コミュニティセンター 3 階	和歌山市紀三井寺 8 5 6 番地	
和歌山市 さんさんセンター紀の川 1 階	和歌山市直川 3 2 6 番地 7	
和歌山市 河南コミュニティセンター 1 階	和歌山市布施屋 4 1 番地	
オークワセントラルシティ和歌山店 書籍売り場横	和歌山市小雑賀 8 0 5 番地 1	
イオンモール和歌山 3 階 イオンスタイル前	和歌山市ふじと台 2 3 番地	

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 3 号

令和 7 年 6 月 1 日執行の和歌山県知事選挙の期日前投票所である和歌山市河北コミュニティセンター 1 階、和歌山市東部コミュニティセンター 1 階、和歌山市南コミュニティセンター 3 階、和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階、和歌山市河南コミュニティセンター 1 階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

開始時刻

（1）和歌山市河北コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（2）和歌山市東部コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（3）和歌山市南コミュニティセンター 3 階	午前 9 時
（4）和歌山市さんさんセンター紀の川 1 階	午前 9 時
（5）和歌山市河南コミュニティセンター 1 階	午前 9 時
（6）オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横	午前 9 時
（7）イオンモール和歌山 3 階イオンスタイル前	午前 1 0 時

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 4 号

令和 7 年 6 月 1 日執行の和歌山県知事選挙における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁 3 6 番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 5 時 3 0 分

（令和 7 年 5 月 1 5 日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 5 号

令和 7 年 6 月 1 日執行の和歌山県知事選挙における開票の場所及び日時を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場所 和歌山市梅原 5 7 9 番地 1 ノーリツアリーナ和歌山
- 2 日時 令和 7 年 6 月 1 日（日） 午後 9 時 3 0 分

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 6 号

令和 7 年 6 月 1 日執行の和歌山県知事選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 1 0 人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が 3 人以上のときの開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁 3 6 番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 午後 5 時 3 0 分

（令和 7 年 5 月 1 5 日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第 7 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 7 年 5 月 2 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 7 年 5 月 8 日（木） 午後 1 時 3 0 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市役所 1 1 階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について
 - （2）令和 6 年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について
 - （3）学校運営協議会委員の任命について
 - （4）令和 8 年度和歌山市立幼稚園教員採用選考検査実施について
 - （5）令和 8 年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員の委嘱及び任命について
 - （6）人事案件について
 - （7）人事案件について
 - （8）その他

（令和 7 年 5 月 2 日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 8 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和 7 年 5 月 1 3 日 1 3 時 0 0 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1）農地法第 2 条の農地でない旨の証明願について
- （2）農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （3）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （4）農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- （5）非農地通知について

（令和 7 年 5 月 8 日揭示済）